

避難確保計画作成に関する Q&A

分類	質問内容	回答例
対象施設	避難確保計画作成と避難訓練の実施の義務が課される施設とは、具体的にどのような施設なのか。	<ul style="list-style-type: none"> 水防法・土砂災害防止法に係る避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられるのは、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号又は土砂災害防止法第8条第1項第4号に基づき市町村地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。 想定される要配慮者利用施設の例を「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成29年6月19日国水政第12号）において示しています。
	施設は浸水想定区域外と考えられるが、その場合も避難確保計画作成は義務か。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村地域防災計画に、名称及び所在地が定められた施設が義務付けの対象となります。
作成義務の対象者	避難確保計画作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらに求めるべきか。	<ul style="list-style-type: none"> 水害時に、施設の危機管理において、適切な対応を行うことができる方による作成が望ましいです。
法人等における対応	一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設を市町村地域防災計画に定めた上で避難確保計画作成等を求めることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画は地域防災計画に位置づけられた施設毎に作成することが基本ですが、複数の施設を1つの事業者が運営している場合などは、複数の施設が連携した避難確保計画を作成することも可能です。 個別計画で作成するか、一体的に扱う計画として作成するかについては、施設の立地状況や周辺の水害リスク、利用者の特性や職員の体制等を踏まえて、施設側での判断をお願いします。
既往計画との対応	避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画は、消防計画等の既存の計画に、水防法施行規則第16条又は土砂災害防止法施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。 詳細は「避難確保計画作成の手引き（解説編）」を参照してください。 なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。

分類	質問内容	回答例
	<p>学校の「危機管理マニュアル」や「保育園防災マニュアル」に基づいて、風水害も対象に作成済みであるが、別途作成が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の避難計画やマニュアル等がある場合、以下の内容が含まれているかについて再確認をお願いします。 ・含まれている場合は、別途作成する必要はありません。 ・含まれていない場合、不足事項を追記することで避難確保計画を作成することができます。 ・なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。
<p>自衛水防組織の扱い</p>	<p>自衛水防組織の設置は必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織の設置は、水防法（第15条の3）において努力義務となっています。 ・ただし、施設利用者の安全を確保するうえで、組織の設置が有効と考えており、施設規模や運営状況等を踏まえて判断してください。 ・設置した場合は市町村への報告が必要となります。
<p>訓練の報告について</p>	<p>要配慮者利用施設の管理者は、訓練を実施した旨を市町村に報告する必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施自体の報告における法律上の義務はありません。（地域の防災力を適切に認識するため、市町村において訓練の実施状況を把握することが望ましい。）